

測 量 委 託 特 記 仕 様 書

1. 特記仕様書の適用範囲

本特記仕様書は、「測量委託共通仕様書」第1条第2項に定める特記仕様書とし、本特記仕様書に記載なき項目については、前記「測量委託共通仕様書」および「兵庫県土木設計業務等委託必携 測量業務共通仕様書（最新版）」に準拠する。

2. 業務の目的

本業務は、明石市東二見村財産区有池「馬場池」の土地境界確定および地積更正登記を行い、「馬場池」の管理範囲を明確にすることで財産区財産の適正管理を図ることを目的とする。

3. 業務対象場所

明石市二見町東二見字辻ヶ内 773 番 1（別紙「位置図」参照）

4. 業務履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日までとする。

5. 業務の内容

本業務の予定数量は、別紙「工事費内訳書」のとおりとし、以下に掲げる業務を実施するものとする。

（1）資料調査

- ① 公簿類
登記事項証明書等
- ② 地図類
公図、土地所在図等
- ③ 図面類
法務局備え付けの地積測量図等

（2）現地調査

- ① 事前調査
- ② 筆界確認
多角測量、復元測量、画地調整
- ③ 立会
官民有地境界確認等

（3）測量業務

- ① 面積調査測量
- ② 筆界平面測量
- ③ 境界標設置

※境界標は原則として合成樹脂杭の設置とする。また、境界標設置にかかる詳細については、発注者の指示に従うこと。

(4) 書類等の作成

- ① 打合せ記録簿
- ② 地積測量図
- ③ 官民境界協定書等
- ④ 地積更正登記嘱託書ほか登記に必要な添付書類

(5) 地権者説明・調印

地権者への説明、調印代行

(6) 申請手続事務

地積更正、官民境界協定等にかかる各申請手続

6. 成果品

受注者は、本業務完了後、収集資料、作成図面、地積更正登記にかかる登記完了証、境界標写真等を製本し、成果品として提出しなければならない。

7. その他特記事項

- ① 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- ② 用紙、様式等については監督員の承諾を得なければならない。
- ③ 受注者は成果提出前に、その成果を十分照査し、提出しなければならない。
- ④ 成果品に誤りが発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担においてただちに再測量を行い、その誤りを訂正するものとする。また、工事施工前に分割点の位置に一時標識が不明または亡失した場合は、工事施工の際、立会すること。
- ⑤ 業務計画書において、測量業務共通仕様書 業務計画書に示される事項に基づいて記載するものとする。
- ⑥ 指示書の完了期限において、業務完了報告書及び成果品を提出すると共に精算を行うこととする。
- ⑦ 本仕様書等に疑義又は質問がある場合には、市に確認のうえ指示を受けなければならない。
- ⑧ 本仕様書等に定めのない事項については、市及び受託者双方において協議のうえ決定するものとする。